

スタートアップ創出調整連絡会議の開催について

令和4年7月29日
内閣総理大臣決裁
令和6年8月7日
一部改正
令和6年12月23日
一部改正

1 スタートアップ創出に係る施策の執行事務の運営に万全を期するため、スタートアップ創出調整連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（衆）

議長代理 内閣官房副長官補（内政担当）

副議長 内閣官房スタートアップ創出総括官（新しい資本主義実現本部事務局長代理）

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長（内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長）

構成員 金融庁総合政策局政策立案総括審議官

デジタル庁統括官（国民向けサービス担当）

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

文部科学省科学技術・学術政策局長

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省イノベーション・環境局長

中小企業庁長官

国土交通省総合政策局長

3 連絡会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。